

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度の概要

国が耕作放棄地の早期解消を図るため、平成 20 年度の耕作放棄地全体調査結果を踏まえ、21 年度に耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度を創設（5 カ年事業）

【制度の仕組み】

| | |
|----------|--|
| 実施主体 | 地域農業再生協議会：市町、農業委員会、農協、共済、農業者 |
| 取組主体 | 農業者、農地中間管理機構等 |
| 実施要件 | <p>○農用地区域内の農地であること。（戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外も支援対象。ただし、市街化区域内の農地は対象外）</p> <p>○地域農業再生協議会が、再生利用活動等に係る耕作放棄地再生利用実施計画を定めていること。</p> <p>○再生作業（障害物除去、深耕、整地等）に一定以上の労力と費用（10 万円／10 a）を必要とすること。また、土壌改良（肥料、有機資材の投入等）及び営農定着（営農資機材の調達、導入作物の絞込等）に一定以上の労力と費用（5 万円／10 a）を必要とすること。</p> <p>○再生作業がなされ、本対策により土壌改良及び営農定着の支援対象となった農地について、再生作業後、当該農地で 5 年以上の耕作が見込まれること。</p> |
| 交付金事業の内容 | <p>1 再生利用活動（荒廃農地の再生・利用のための取組を支援）</p> <p>①再生作業…賃借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）</p> <p>②土壌改良…障害物除去、深耕、整地がなされた農地での土壌改良</p> <p>③営農定着…営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適正確認等</p> <p>2 施設補完整備</p> <p>1 の取組に附帯して行う農業用排水施設・農道・暗きょ排水等の施設補完整備の取組を支援</p> |
| 実施年度 | 平成 21 年度～25 年度、平成 26 年度～30 年度 |

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援**
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・ 定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】）
 - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
 - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
 - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【1/2以内等】
 - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
 - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】

